

議案第80号

佐野市郷土博物館の指定管理者の指定について

佐野市郷土博物館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和4年12月2日提出

佐野市長 金子 裕

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

佐野市大橋町2047番地

佐野市郷土博物館

2 指定する指定管理者

佐野市大橋町2047番地

公益財団法人佐野市民文化振興事業団

理事長 佐野 正行

3 指定管理者に指定する期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

佐野市郷土博物館について、指定管理者の指定をしたいので提案するものです。

参 考

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 …省 略…

2 …省 略…

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条

の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 …省 略…

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7—11 …省 略…

議案第80号参考資料

指定管理者候補者の概要

名 称	公益財団法人佐野市民文化振興事業団
所 在 地	佐野市大橋町2047番地
代表者氏名	理事長 佐野 正行
種 別	公益財団法人
設立年月日	平成6年3月8日
従業員数	3人
設立の趣旨	市民の芸術・文化活動の振興を図り、すべての市民が、優れた文化的環境のもと、潤いと活力のある生活を営める地域社会の創造に寄与することを目的とする。
事業概要	市民の芸術・文化活動の振興及び芸術・文化への啓蒙啓発を図り、すべての市民が優れた文化的環境のもと、潤いと活力のある生活を営める地域社会の創造に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 芸術・文化の振興、普及及び創造のために鑑賞機会を提供する事業 (2) 芸術・文化活動の支援及び育成に関する事業 (3) 芸術品・文化財の収集及び保存に関する事業 (4) 芸術・文化に関する情報の収集、提供及び人材育成に関する事業 (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
類似施設での指定管理の実績	なし